

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和7年5月30日（金）午前9時30分～午前9時50分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 14名

農業委員 8名			農地利用最適化推進委員 6名		
1 番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	小坂 一司	出
2 番	水川 治	出	美川地区推進委員	竹内 恵夫	出
3 番	大山 勝之	出	三谷地区推進委員	浅野 尚宏	出
4 番	鳥越 一志	欠	山田地区推進委員	神田 浩志	出
5 番	藤原 国夫	出	川面地区推進委員	妹尾 宣明	出
6 番	松田 智仁	出	中川地区推進委員	多賀 秀樹	出
7 番	谷許 安治	出	小田地区推進委員	土井 博文	欠
8 番	坪井 幹子	出			
9 番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第12号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第13号 農地法第5条の規定による賃貸借権の許可申請について
- (3) 議案第14号 農用地利用集積等促進計画（No.4）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）
- (4) 議案第15号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について（農地中間管理権の設定に関するもの）

議 長	それでは、ただ今から令和7年度第3回農業委員会総会を開催します。
議 長	本日は、<u>鳥越委員</u>、<u>土井委員</u>が欠席です。過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、<u>6番 松田委員</u>と、<u>7番 谷許委員</u>を指名します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第<u>12</u>号から議案第<u>15</u>号の<u>4</u>議案です。
事 務 局	議案第<u>12</u>号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>2</u>件議題とします。事務局から説明します。 (議案朗読説明) 事案番号12番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 事案番号13番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号<u>12</u>番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
5 番 委 員	現地確認をしました。被害防除計画書の通り、排水、周辺農地への影響等、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号<u>12</u>番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号<u>12</u>番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号<u>13</u>番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。

6 番委員	以前にもこの周辺の土地を買われておられる方です。被害防除計画書の通り、排水、周辺農地への影響等、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>13</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>13</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>13</u> 号 農地法第5条の規定による賃貸借権の設定の許可申請について、 <u>1</u> 件議題とします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)
	事案番号1番は、申請農地から500m以内に2以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第3種農地としています。 総会次第に現地確認写真を載せております。
議 長	事務局の説明が終わりました。事案番号 <u>1</u> 番について、地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	こちらは、町のかわまちづくりの一環で、早期に進めていくということで、所有者の相続の関係で一旦、賃貸借権での申請となります。土地の所在地は先月の申請地の隣りとなっており、特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>1</u> 番について、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>14</u> 号 矢掛町農用地利用集積等促進計画 (No. 4) (案) の決定に対する意見について、岸野委員の自己に関する案件が含まれており、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで、岸野委員の退席をお願いします。

議 長	(午前 9時 40分 岸野委員 退席)
事 務 局	事務局から説明します。 議案第14号は、地域計画内の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。令和7年度から、従来の利用権設定は廃止され、農地中間管理事業に統合されます。農地所有者と耕作者から提出のあった貸借内容を市町村長が決定するにあたり、農業委員会の意見を提出することとなっております。なお、地域計画外の農地の貸借については、次の議案第15号で審議いただきます。
議 長	(計画の内容について説明)
各 委 員	議案第14号につきまして、意見等をお願いします。
議 長	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第14号について、「異議なし」と決定します。 (午前 9時 45分 岸野委員 復席)
議 長	議案第15号 農用地利用集積等促進計画の作成に係る岡山県農地中間管理機構への要請について、事務局から説明します。 議案第15号は、地域計画外の農地について、岡山県農地中間管理機構を通して農地の貸借を行う案件であります。農地所有者と耕作者から提出のあった貸借内容を市町村長が決定するにあたり、農業委員会から農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画の作成を要請するものです。
事 務 局	(計画の内容について説明)
議 長	議案第15号につきまして、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第15号について、岡山県農地中間管理機構へ要請します。
議 長	次に4.各種報告について確認します。
議 長	(1) 農地法施行規則該当転用届について

川面地区 推進委員 議 長 川面地区 推進委員	地元推進委員の確認の報告をお願いします。 事案番号1番について、確認しました。問題ありません。 (2) 利用目的の変更届について 地元推進委員の確認の報告をお願いします。 事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。 引き続き、協議会を開催します。